

～各種手続に必要な「罹災証明書」～

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- ・ 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- ・ 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- ・ 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

（関係者用）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	
※住家には、調査に際して被害が1以上の事象として認定されていると見做す。1階のみに使用している場合は、2階以上が半壊または全壊と認定される旨を記載する。	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日	

〇〇市町村長

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
 ※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

被害認定調査の概要

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 水害による被害の調査には、木造・プレハブの戸建て住宅（1～2階建て）の場合※¹、外観のみの調査で内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があり、「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。
- なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※²もあります。

※¹ それ以外の住宅の調査方法は、外観及び住家内部を調査し判定する「第2次調査」相当のもののみとなります。

※² 床下浸水など被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

詳細は
裏面参照



調査の種類と特徴

(水害による被害を受けた木造・プレハブ戸建て住宅(1～2階建て)の例)

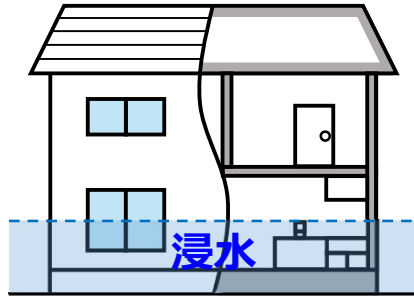
第1次調査(外観目視調査)

外観の損傷や浸水深から、内部被害を含めた住家全体の被害を推定する調査方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。



浸水痕
浸水深
床高



第2次調査(外観目視+内部立入調査)

外観調査に加えて、住家の内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する調査方法です。

居住者による立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。



等、全9部位

浸水痕から浸水深を測定し、住家全体の被害を推定

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施
※第1次調査をせず、第2次調査から実施する場合があります。

第2次調査が行われた場合、第1次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第2次調査の判定で罹災証明書が交付されます。

各部位の損害割合を調査し、それらを合計して住家全体の被害を算出

例えば、内水氾濫により
床上0.1m以上1m未満の高さまで浸水している場合

第1次調査

下表により、外観の損傷と浸水深に応じて住家の被害が判定されます。なお、第2次調査が行われた場合、右記のとおり、各部位の具体的な被害の程度次第で、第1次調査と異なる判定結果となる場合があります。

【浸水深に応じた被害の程度】

浸水深	内水氾濫	外力が作用する場合※1
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	
床下浸水	一部損壊	

【判定】 半壊

※1 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

第2次調査

ケース1) 浸水深が床上1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が2/3程度※2の場合

【各部位の損害割合※3】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	6/10	床	6/10	建具	10/15
基礎	0/10	内壁	6/10	設備	6/10

【住家の損害割合】 合計 【判定】 中規模半壊

34/100

ケース2) 浸水深が床上0.1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が1/3程度※2の場合

【各部位の損害割合※3】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	3/10	床	3/10	建具	5/15
基礎	0/10	内壁	3/10	設備	3/10

【住家の損害割合】 合計 【判定】 準半壊

17/100

※2 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。

※3 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。

